

旅館業法施行令

(構造設備の基準)

第一条 旅館業法第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 一客室の床面積は、7平方メートル(寝台を置く客室にあつては、9平方メートル)以上であること。
- 二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。
- 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
- 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 六 適当な数の便所を有すること。
- 七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
- 八 その他都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の延床面積は、33平方メートル(法第三条第一項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。
- 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
- 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 六 適当な数の便所を有すること。
- 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

3 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 四 適当な数の便所を有すること。
- 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(構造設備の基準の特例)

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

旅館業法施行規則

第四条の二 法第六条第一項の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。

2 法第六条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 旅館業の施設
- 二 営業者の事務所

3 法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- 二 その他都道府県知事が必要と認める事項

第四条の三 旅館業法施行令第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

第五条 令第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| 前項第一号から第三号までに掲げる施設 | 令第一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の基準 |
| 前項第四号に掲げる施設 | 令第一条第二項第一号の基準 |

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によって令第一条第一項第四号及び第二項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

旅館業法施行条例

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第2条 政令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外壁及び屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。
- (2) 客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。
- (3) 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備を有すること。
- (4) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。
- (5) 当該施設に近接して飲食店がある等飲食に支障を来さないと認められる場合を除き、適当な規模の調理室を有すること。
- (6) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第3条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外壁及び屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。
- (2) 多数人で共用する構造又は設備を有しない客室にあっては、外部からその内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。
- (3) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応並びに宿泊者名簿の正確な記載及び宿泊者との間の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を有すること。
- (4) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。
- (5) 当該施設に近接して飲食店がある等飲食に支障を来さないと認められる場合を除き、適当な規模の調理室を有すること。
- (6) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

(構造設備の基準の特例)

第4条 旅館業の施設のうち、季節的状況、地理的状況その他特別の事情により前2条の基準による必要がないもの又はこれらの基準によることができないものであって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認められるものについては、これらの基準の全部又は一部を適用しないことができる。

(衛生に必要な措置の基準)

第7条 法第4条第1項に規定する営業者が講じなければならない衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 浴槽水は、次に掲げるところにより措置すること。
 - ア 毎日取り替えること。
 - イ 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）にあっては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。
 - ウ 気泡発生装置等（気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。）をいう。第5号において同じ。）には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
 - エ 回収槽（浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。）内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。
 - オ 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。
- (2) 露天ぶろがある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。
- (3) 洗面設備には、飲用に適する水を供給すること。

- (4) 寝具を常に清潔にし、寝具のうち、布団カバー、まくらカバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは、これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- (5) 営業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。この場合において、浴場及びその設備については、次に掲げるところにより措置を講ずるものとする。
 - ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあつては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。
 - イ 浴槽水のろ過装置、循環配管（浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。）及び水位計配管（水位計に接続する配管をいう。）を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
 - ウ シャワーにあつては、次の措置を講ずること。
 - (ア) その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。
 - (イ) 1年に1回以上その内部を洗浄し、及び消毒すること。
 - エ 集毛器を毎日清掃し、及び消毒すること。
 - オ 貯湯槽（湯を貯留する設備をいう。）及び調節箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。）を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。
 - カ 気泡発生装置等にあつては、次の措置を講ずること。
 - (ア) 1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。
 - (イ) 空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。
- (6) ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。
- (7) 客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。
- (8) 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。
- (9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。

公衆浴場における衛生等管理要領等について

別添 3 旅館業における衛生等管理要領

II 施設設備

第 1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準

(玄関帳場又はフロント)

8 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)～(4)までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。

- (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。
- (2) 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
- (3) 旅館・ホテル営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。
- (4) モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。
- (5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていないこと。
 - 1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。
 - 2) 業者自ら設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。
 - 3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

(給水設備)

23 給水設備は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) 飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。なお、水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。

第 2 簡易宿所営業の施設設備の基準

2 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。

- (1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- (2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。

8 その他、「第 1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の 1～7、9、10、14、17～21、23～26 及び 29～34 に準じて設けることが望ましいこと。

第3 下宿営業の施設設備の基準

9 その他、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の1～8、10、14、18、19、23～26、29～34 に準じて設けることが望ましいこと。

V 宿泊者名簿

宿泊者名簿は、次に掲げるところより措置すること。

4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当する ICT を活用した方法等により行うこと。

- 1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
- 2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。

旅館業法に関するFAQ

①規制緩和について No.1

Q：旅館・ホテル営業について玄関帳場に代替する ICT 設備を備えていれば玄関帳場を設置しないことができることとされましたが、代替設備を備えれば無人で営業することも可能でしょうか。

A：宿泊者の安全や利便性の確保のため、①緊急時の対応ができること。②宿泊者の本人確認や出入りの確認ができること。③鍵の受け渡し等を適切に行うことができること、といった通知でお示した設備を備えれば、旅館・ホテルの施設内に職員等を常駐させないことも可能です。

ただし、②については、旅館・ホテル営業の全ての施設について、施設ごとに、ビデオカメラ等を設置し、宿泊者の本人確認のみならず、出入りの状況の確認を常時鮮明な画像より実施する必要があります。

①規制緩和について No.13

Q：宿泊者名簿は、宿泊者に実際に記載してもらっているが、ICT 代替設備を導入した場合も、宿泊者に記載してもらうべきでしょうか。予約のときに得た情報を営業者が記載することで足りるでしょうか。

A：宿泊者名簿の記載は、宿泊者の自筆での記載が必須とされるものではありません。ICT 代替設備を設け、予約のときに得た情報を営業者が記載した場合は、チェックイン時に、宿泊者が誤り等ないことを確認しチェックボックスへのチェックを行う等の方法で足りると考えられます。

④その他 No.1

Q：宿泊者名簿は必ずチェックイン時に書かなければならないのでしょうか。予約時の情報を宿泊者名簿とすることは可能でしょうか。

A：宿泊者名簿の正確な記載を担保するためには、本人確認を行う必要がありますので、チェックイン時に記載するようにして下さい。